

## 企業版ふるさと納税の受付を開始

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、国が認定した地方公共団体の地方創生に係る事業に対して、企業が寄附を行った場合、法人関係税から税額控除する仕組みです。企業にとっては、損金算入による通常の寄附軽減効果を含めて寄附額の最大約9割が軽減されるため、関心が高くなっています。

本市でも、これまで企業版ふるさと納税の活用を検討してまいりましたが、本制度を活用し地方創生のより一層の充実・強化を図るため、下記のとおり、企業版ふるさと納税に係る寄附の受付を開始いたします。

本市としましては、本制度を利用する企業等からの寄附を活用し、地域活性化及び市民サービスの向上等を図り、引き続き「やさシティ、まつど」の実現を目指してまいります。

### 記

#### 1 企業版ふるさと納税による寄附受付開始について

◆寄附受付開始：令和5年5月8日（月）

広報まつど5月1日号で公表、5月8日付けホームページで受付開始掲載

#### 2 寄附申請の方法等について

- (1) 総合政策部政策推進課市政総合研究室（電話：047-704-4006）にご連絡いただき、寄附対象事業（「**3 令和5年度寄附募集事業の一覧**」を参照）や金額等を調整。
- (2) (1) の調整後、寄附申出書を市政総合研究室までご提出。

#### 【留意点】

- ・本社が市外にある事業者が対象（市内に支店・事業所のみが所在する場合は可能）
- ・寄附額は1回当たり10万円以上から
- ・市から経済的見返り（補助金等）を提供することは禁止

#### 【寄附後のご対応】

寄附企業のご意向をお伺いした上で、寄附企業名及び寄附内容等について「広報まつど」や市のホームページ等で幅広くご紹介いたします。

### 3 令和5年度寄附募集事業の一覧

寄附受付開始当初から寄附を募集する事業としては、以下のとおりです。いずれの事業も国が認定した松戸市の地方創生に係る事業（地域再生計画に記載）に該当します。

- (1) 妊婦、0歳児・1歳児がいる家庭支援の充実
  - 子育て世帯訪問支援事業（まつどり baby ヘルパー）
- (2) 3×3バスケットボールコートの整備
  - 青少年会館3×3コート設置工事
- (3) グリーンスローモビリティを新たに3台導入
  - グリーンスローモビリティ地域推進事業
- (4) 文化・芸術に係る事業の充実
  - 科学と芸術の丘2023関係経費
- (5) 市内消防署の救急車を整備
  - 救急車両整備事業
- (6) 地方創生SDGsの推進
  - 地方創生SDGs推進事業
- (7) 市民と共に取り組む脱炭素社会に向けた取り組み
  - 低炭素社会創造事業（低炭素型地域創出推進業務）

※ その他の事業

記載事業以外にも寄附可能な事業はございますので、ご要望がある場合には、ご相談いただけます。

### 4 参考資料

別紙（内閣府ホームページ掲載リーフレット）

#### 【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市総合政策部政策推進課市政総合研究室

☎047-704-4006 FAX047-366-1204

✉ [mcshisouken@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mcshisouken@city.matsudo.chiba.jp)